

日本農林規格の制定・見直し・確認について



2019年7月9日

農林水産省
食料産業局

日本農林規格の制定・見直し・確認について



- JASについては、「日本農林規格の制定・見直しの基準」(平成30年6月1日日本農林規格調査会決定)により制定・見直し内容の妥当性を判断。
- 今回の調査会では、上記の基準に照らして妥当と考えられる①「人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格」の制定、②「植物性たん白の日本農林規格」の見直し、③「即席めんの日本農林規格」等の10規格の確認を実施。

1 新たに制定するJAS

人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理の日本農林規格

2 見直しを行うJAS

植物性たん白の日本農林規格

3 確認を行うJAS

- (1) 即席めんの日本農林規格
- (2) ベーコン類の日本農林規格
- (3) ハム類の日本農林規格
- (4) プレスハムの日本農林規格
- (5) ソーセージの日本農林規格
- (6) 熟成ベーコン類の日本農林規格
- (7) 熟成ハム類の日本農林規格
- (8) 熟成ソーセージ類の日本農林規格
- (9) ウスターソース類の日本農林規格
- (10) 食用植物油脂の日本農林規格

1 日本農林規格の制定について



人工光型植物工場における葉菜類の栽培環境管理 の日本農林規格案



現 状

- 人工光型植物工場の栽培環境能力を適切に評価できる規格・基準が国内外に見られない中、植物工場を対象として開発された規格・基準ではないGAP、FSSC22000などの管理システムの導入を取引先から要求されることがある。
- しかし、露地栽培の管理を主な対象とするGAPや食品工場の衛生管理を主な対象とするFSSC22000の要求事項は、そもそも人工光型植物工場を主な対象としたものではないため、人工光型植物工場の栽培環境管理を対象とした規格・基準の制定が望まれる。



規格の概要

- 顧客要求事項を満たす施設、管理事項及びその管理プロセス（栽培管理、出荷管理、資材管理、従事者に対する管理及び教育訓練）における要求事項を規定。



効 果

- 人工光型植物工場の栽培環境管理能力の評価のチェック事項が標準化されることにより、取引が円滑化。
- 本JASの第三者認証を取得した事業者は、取引先（小売店、レストラン、カット野菜工場など）に対して顧客要求事項を満たす栽培環境管理能力をアピールすることが可能。
- 取引先は、取引決定の判断材料として活用することが可能。
- 世界でも他に類を見ない規格・認証として、植物工場の海外展開にも寄与。



【人工光型植物工場における栽培環境管理JASとは】

規 格 要 求 事 項

管理基準

- 顧客要求事項を満たす栽培環境管理を実行するために、施設要求事項及び管理要求事項に関する管理基準を確立し、維持し、継続的に改善

区分管理

- 清浄区とそれ以外の場所に区分
- 清浄区で葉菜類を栽培及び包装

一般要求事項

施設要求事項

施設（一般）

- 結露を防止できる構造
- 排気設備、排水設備



清浄区

- そ族・昆虫等の侵入防止設備
- 培養液中の微生物の増殖を抑制する設備 等

管理要求事項

栽培管理

- 種子履歴、培養液の微生物検査
- 栽培時の衛生状態の維持 等

資材管理

- 資材の受入及び保管
- 外装の清浄区への持ち込み制限 等

出荷管理

- 出荷する農産物の識別表示
- 出荷時の外観検査 等

従事者に対する管理及び教育訓練

- 栽培環境管理を行うために、必要な知識・能力を習得



※Webサイト

栽培環境管理JAS
の認証を取得!!

人工光型植物工場



認証基準

- ✓ 計画・手順書
- ✓ 担当者の配置
- ✓ 記録の保管
- ✓ 内部監査・是正
- ✓ マネジメントレビュー など



会社のHP、チラシ等に**JASマーク**を貼付し、
BtoB取引でJAS認証事業者であることをアピール

2 日本農林規格の見直しについて



植物性たん白の日本農林規格の見直し案



- 規格では、粒状植物性たん白および繊維状植物性たん白の品質として、「かみごたえ」を「有していること」と規定し、肉様の組織として一定以上の堅さを要求事項としている。
- 従来は、品質として堅さや凝集性が高いことが重要視されてきたが、近年では高齢者等、そしゃくや嚥下が困難な方々に配慮した製品（容易にかめるハンバーグなど）向けのニーズも高まっていることから、ニーズの多様化により、現状は「かみごたえ」を「有している」ことが取引の品質水準として利用されておらず、ユーザーのニーズに応じた堅さをきめ細かに提供している。
- このため、一定以上の堅さを求めた品質項目である「かみごたえ」に係る規定を削除する。

見直し概要

- 「かみごたえ」（粒状植物性たん白および繊維状植物性たん白において規定）

【現 行】 有していること。

※「測定方法」の規定において、一定の測定条件の下、堅さ及び凝集性が一定の基準以上である場合に「かみごたえ」を有しているとするもの。

【改正後】 削除

※併せて「測定方法」のうち「かみごたえ」に係る測定方法も削除。